

第三十七号議案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
 第十二条第一項中「並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額」を削り、同条第二項の表十四の項を削る。
 別表を次のように改める。

別表（第十条関係）
 一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		
1 議会総務費	人口	一人につき 二五、七七七円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、〇四四円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六九、七三四円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八四、三八五円

4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四八、二三七円
		区立保育所入所児童数	一人につき	一、二七九、〇五四円
		私立保育所入所児童数	一人につき	六五二、六八〇円
5	国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき	一二、二四五円
6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七六、〇四六円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、五四二円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五二円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、三二八円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六九円
4	処理処分費	人口	一人につき	二、五一一円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四五一元
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、三〇二円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、五八九円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇七四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三〇円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五九二円

経費の種類	測定単位	単位費用
七 教育費 1 小学校費 2 中学校費 3 その他の教育費 八 その他諸費 1 公債費 2 財産費 3 その他行政費	児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口 元利償還金 年度支払額 人口	一人につき 二五、六七九円 一学級につき 一、〇三五、〇三二円 一校につき 九五、八五二、九六二円 一人につき 二八、五八五円 一学級につき 一、五七三、七一一円 一校につき 九七、五五四、六〇〇円 一人につき 二六、五三一円 一箇所につき 四三、三八九、六八五円 一人につき 六、四四三円 一人につき 一円 一人につき 一円 一人につき 一三、三五六円
二 投資的経費 一 議会総務費 1 議会総務費 二 民生費	人口	一人につき 二、三七七円

1	社会福祉費	人口	一人につき	八五五円
2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七、一七一円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	二四、六五九円
三 衛生費				
1	衛生費	人口	一人につき	五七二円
四 清掃費				
1	収集作業費	人口	一人につき	三二七円
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇六八円
五 経済労働費				
1	生活経済費	人口	一人につき	二五八円
六 土木費				
1	建築公害費	人口	一人につき	一、二六五円
2	都市整備費	人口	一人につき	二〇五円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二〇六円
4	公園費	人口	一人につき	一、六五四円
七 教育費				
1	小学校費	学校数	一校につき	一四一、六五九、八〇〇円
2	中学校費	学校数	一校につき	一五三、八六九、七一七円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	四、七九四円
		園児数	一人につき	一八二、九八三円
		人口	一人につき	三、〇七六円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「基づき」の下に「、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額(前三年度に交付された交付金の額を基礎として、東京都規則で定めるところにより算定した額をいう。)を加算した額に」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

(提案理由)

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。